**平成２３年（フ）第１８０号**
千葉県銚子市今宮町691番地の５
債務者　仲亀　照子
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第３８４号**
静岡県御殿場市大坂302番地の６　シャンテール富士見Ａ202、前住所静岡県御殿場市神山1415番地の１
債務者　小野ちよの
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３９８号**
静岡県駿東郡清水町伏見442番地
債務者　牧野　仁美
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第４１４号**
静岡県裾野市平松239番地の４
債務者　鈴木　俊也
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第４１８号**
静岡県沼津市市道町８－６　千本病院内、住民票上の住所静岡県沼津市本白銀町488番地の４　白銀シティハイツ311号
債務者　板垣乃里江
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７７５号**
愛知県津島市愛宕町７丁目１番地１　グランドール愛宕101号
債務者　横井しずゑ
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３８０号**
愛知県稲沢市日下部松野町１丁目50番地
債務者　金田　勝男
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第４７５号**
愛知県碧南市鷲塚町１丁目100番地１　トヨタ自動車株式会社鷲塚寮122Ｂ号室
債務者　西　　恵一
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第５０７号**
愛知県岡崎市日名南町14番地３　コーポ和幸106、前住所愛知県岡崎市井田南町５番地５セントビスタ北岡崎212
債務者　三浦　誠二
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第５１５号**
愛知県豊田市志賀町浜居場621番地３　市営Ａ―66号
債務者　栗本すみれ
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３８号**
京都府舞鶴市字長浜134番地
債務者　山本　賢一
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２３年（フ）第２８９号**
香川県さぬき市志度3035番地
債務者　藤本　啓司
１　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第３４７号**
香川県高松市香川町川東下847番地
債務者　小嶋伸之助
１　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第３４８号**
愛知県岩倉市栄町２丁目30番地　コーポ第二真鈴201号
債務者　モランテ　パナナ　カルメン　ロサこと　ＭＯＲＡＮＴＥ　ＰＡＮＡＮＡ　ＣＡＲＭＥＮ　ＲＯＳＡ
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第３５１号**
愛知県一宮市起字堤町150番地
債務者　岸野　春夫
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第４００号**
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東33番地
債務者　則武　ヨシ
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第１０５６号**
京都市左京区岩倉長谷町647番地　岩倉長谷団地１棟202号室
債務者　松田　健太
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係